

北九州市博物館登録・指定の基準

※指定については、登録の基準のうち、「博物館資料」は「資料」に、「博物館」は「指定施設」に、「学芸員」は「学芸員に相当する職員」に読み替え、同様の書類を添付するものとする

| 項目 | 登録の基準 | 添付書類 | 添付書類のイメージ |
|-----------------------------------|--|---|--|
| 法第12条第2項 開館要件 | 年間150日以上開館すること(指定の場合は年間100日以上)。 | ・館則の写し(博物館の規則のうち、目的・開館日・運営組織・その他博物館の運営上必要な事項を定めたもの) ・年間開館日数の分かる書類 | ・館則 ・開館予定カレンダー ・開館日数を記載した書類 など |
| 法第13条第1項 設置者要件 | 1号 地方公共団体又は地方独立行政法人、その他、博物館を運営するために必要な経済的基礎を有するなどの要件を満たす法人。 2号 博物館登録の取り消されてから2年を経過しない者でないこと。 | 【公立】 ・地方公共団体:設置条例 ・地方独立行政法人:登記事項証明書 【私立】 ・法人登記事項証明書 ・法人の収支計画書(申請年度) 【共通】 ・誓約書(暴力団・税金滞納・再生手続き・破産など) | ・左記のとおり |
| 法第13条第1項3号 要綱3(1) 博物館の体制 | ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し公表するとともに、公益性をもって運営する体制を整備していること。 | ・博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類 | 独自に策定された方針が確認できる以下の書類 ・館の刊行物 ・ホームページの写し ・リーフレット ・資料の収集方針等を記載した書類 など |
| | イ 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 | ・博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類 | |
| | ウ 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、目録を作成し、適切に管理・活用する体制を整備していること。 | ・博物館資料の目録 | ・所蔵資料リスト(当該施設が保有する資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付することを求めるものではない) |
| | エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 | | |
| | オ 単独又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術・文化関連施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 | ・展示、調査研究、学習機会の提供等の事業計画(申請年度)又は実績を示す書類(申請前年度) | ・事業計画書 ・事業実施報告書 ・館の刊行物 ・特別展、調査研究等の実績一覧 など |
| | カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 | | |
| | キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。 | ・職員に対する研修の実施計画(申請年度)又は実績(申請前年度) | ・職員研修の計画や実績 ・国等の研修参加予定や実績 ・館の刊行物 など |
| 他 | 上記の体制を実施するための経済的な基礎の確認。 | ・博物館の事業に関する収支計画書(申請年度) | ・予算書や決算書 ・館の刊行物 など |
| 法第13条第1項4号 要綱3(2) 学芸員その他の職員 | ア 館長が置かれていること。 | ・館長の氏名及び職務経歴を示す書類 | ・略歴書 ・職員名簿 など |
| | イ 学芸員が置かれていること。 | ・学芸員の氏名及び職務経歴を示す書類 | |
| | ウ 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。 | ・その他の職員名簿及び職務分担を示す書類 ・組織図等の博物館運営を行う組織を示す書類 | ・組織図 ・職員名簿 など |
| 法第13条第1項5号 要綱3(3) 施設及び設備 | ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 | ・博物館の事業に用いる建物及び土地の図面 ・博物館の事業に用いる建物及び土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書等 | ・左記のとおり |
| | イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 | ・防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類(法令点検、セキュリティ対策等) | ・施設案内図やパンフレット ・防犯等の設備の状況を示す書類 ・消防法8条に基づく消防計画 ・業務委託契約書 など |
| | ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。 | ・高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者等の多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類(バリアフリー・点字・授乳室など) | ・施設案内図やパンフレット ・スタッフの対応マニュアル ・バリアフリー設備の状況を示す書類 ・業務委託契約書 など |